

更別村空き地・空き家バンク事業の手順書

以下の番号は、概要図の番号です。

- ① 空き地・空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等（以下、所有者）は、「登録申込書（別記様式第1号）」及び「登録カード（別記様式第2号）」を更別村企画政策課（以下、村）に提出する。
写真、平面図、地籍図等があれば添付する。
- ② 村は、登録台帳を整理し、更別村のホームページに掲載する。
但し、内容に虚偽がある場合、抵当権が設定されている場合等は登録しない。
- ③ 空き地・空き家の利用を希望する人（以下、利用希望者）は、随時、登録台帳若しくはホームページを閲覧する。
- ④ 利用希望者は、希望物件がある場合、「利用申込書（別記様式第6号）」を村に提出（初回のみ）する。
その後は、随時、村の登録台帳若しくはホームページを閲覧し、希望物件があった場合には村に連絡する。
- ⑤ 村は、利用希望者の情報を所有者等に連絡し、その適否を問い、利用希望者に所有者等の情報を提供することの承諾を得る。
- ⑥ 村は、利用希望者に所有者等の情報を提供する。
- ⑦ 利用希望者は、所有者等へ連絡し、物件の詳しい内容の確認、下見等の調整をし、売買若しくは賃貸したい物件であるか判断をする。
- ⑧ 売買若しくは賃貸したい物件の場合、所有者等と交渉をする。
売買若しくは賃貸しない物件だった場合、所有者等に断念の断りを入れる。
- ⑨ 場合によっては、交渉若しくは契約する場合、不動産業者等を通して実施することになる。

注1) 村は空き地・空き家バンクにかかる契約交渉に関与いたしません。

注2) 万が一、契約・交渉でトラブル等が発生した場合、当事者間で対応してください。

注3) 契約には、不動産登記に係る手数料等の費用が必要になります。